

事務局

今回の委員会は、今年5月に委員の改選を行ってから最初の委員会でありますので、本日出席されている委員の皆様をご紹介いたします。名簿順にお名前をお呼びしますので、ご起立の上、一言自己紹介をお願いいたします。

阿部邦子委員でございます。

阿部委員

国際教養大学の阿部でございます。今回2期目ということになりますが、1期目最後の1年間に関しては余りに多忙で出席できなくて、今期からですねなるべくお役に立てるような形で出席させていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

事務局

ありがとうございます。一色順子委員です。

一色委員

皆様はじめまして、一色順子と申します。

私は日本防災士会秋田県支部の副支部長をさせていただいております。あと、秋田県防災会議の委員もさせていただいております。主婦の目から防災を見させていただいております。微力ではありますが、少しでも県民の皆様が過ごしやすいことになればと思っております。よろしくをお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。続きまして、井良沢道也委員です。

井良沢委員

岩手大学の井良沢といいます。

専門は砂防学で、ちょうど去年8月9日に発生しました仙北市の供養佛地区のような山が崩れて土石流災害になったということですが、そういう土砂災害を専門にしています。去年は残念ながら一回も来れなかったんで、できるだけ都合をつけて出席したいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。続きまして、齊藤靖子委員でございます。

齊藤委員

皆さんこんにちは。私は男鹿半島からまいりました男鹿温泉郷の「萬盛閣」という旅館をやっております女将でございます。まったく多分ちょっと異質なところの観点からお話しさせていただくこともあるかと思っておりますが、メインは観光ということでございますので、そう

いった点からもいろいろとお話しさせていただければと思っております。よろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。続きまして、徳重英信委員でございます。

徳重委員

秋田大学の徳重と申します。よろしく願いいたします。

専門はコンクリート工学で、今回から参加させていただくことになりました。よろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。続きまして、永吉武志委員でございます。

永吉委員

秋田県立大学の永吉と申します。

専門は農業水利学、それから水利学ということです。農業農村工学の学識者という立場から引き続き参画させていただくことになりました。どうぞよろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。続きまして、藤原絹子委員でございます。

藤原委員

NPO法人秋田花まるっグリーンツーリズム推進協議会からまいりました、事務局長をしております藤原絹子です。グリーンツーリズム、馴染みのない言葉かもしれませんが、農家が農業を軸としながら農家民宿や農家レストラン、農業体験の受け入れなど行っている農家さんを支援する団体でございます。今回から拝命いたしまして出席させていただいております。たぶん農家さんといろいろ会話していることが多いから多分今回加えていただいたのかと思いますので、農家さんの立場の視点から少しご意見、発言させていただければと思っております。よろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。続きまして、松渕秀和委員でございます。

松渕委員

秋田経済研究所の松渕と申します。2期目になります。

先ほど石黒技監からお話しありました横断的にものを見る、そんな観点から意見を述べさせていただければと思っております。よろしく願いします。

事務局

ありがとうございました。続きまして、山本まゆみ委員でございます。

山本委員

マックスバリュ東北で環境社会貢献部を担当させていただいております山本でございます。業務といたしましては、ISO14001に基づきます環境保全活動ですね。企業としての環境保全活動とボランティア関係を担当させていただいております。こちらの建設の分野につきましては全く専門知識もございませんが、一県民としての視点で参加させていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。続きまして、県側の出席者をご紹介します。

はじめに、農林水産部の出席者です。

佐藤農山村振興課長です。

高野農山村振興課政策監です。

続きまして、建設部の出席者です。

石黒建設部建設技監でございます。

吉尾建設部参事兼河川砂防課長です。

石山都市計画課長です。

柴田道路課長です。

続きまして、委員長の選任と委員長職務代理者の指名を行います。

委員長の選任は、「秋田県政策等の評価に関する条例」に基づき「委員の互選」により行うこととされております。いかが取り計らったらよろしいでしょうか。

徳重委員

今回再任されていらっしゃる松淵委員にもしよろしければお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

事務局

松淵委員を推薦するご意見がありましたが、皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

事務局

皆様ご異議がないものと認められますので、松淵委員に委員長をお願いいたします。

続いて、委員長が不在の際に職務を代理する「職務代理者」については、委員長があらかじめ指名することになっております。松淵委員長、職務代理者として、どなたかをご指名願います。

松渕委員

お返しするようで大変恐縮ですが、徳重委員にお願いしたいと思います。

事務局

徳重委員には、委員長の職務代理者としてよろしくお願いいたします。それでは、委員長に選任されました松渕委員は、議長席の方をお願いいたします。

ここで松渕委員長にご挨拶をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

松渕委員長

座ったまま大変恐縮ですが、一言ご挨拶申し上げます。

本日皆様、委員の皆様にはお忙しい中、それから大変悪天候の中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

東日本大震災からこの9月で3年半が経過しましたがけれども、石黒技監からもお話しありましたとおり、この間にも全国各地で豪雨や豪雪、火山噴火等様々な自然災害が発生しておりまして、多くの方々が犠牲になっておられます。本県でも昨年、仙北市供養佛地区において6名の方が尊い命を失う大規模な土砂災害があったことは記憶に新しいところです。こうした災害から人命や財産を守るためには、公共事業によるハード整備、そしてソフト対策、これがこれまで以上に重要になってきていると考えます。

本委員会は、秋田県の公共事業につきまして、様々な観点から議論することとしておりまして、本日は農林水産部と建設部が所管する17件これについて意見をいただくこととなります。

県は公共事業を展開する上で、ここでの皆様の貴重なご意見を参考にしながら事業を進めていくということでありまして。秋田県の今後の発展に密接に関係するせつかくの機会でありまして、忌憚のないご意見をよろしくお願いしたいと思います。皆様のご協力を切にお願いいたしまして挨拶とさせていただきます。

事務局

ありがとうございました。

ここからの進行は松渕委員長をお願いいたします。

なお、石黒建設技監が所用のため一旦退席させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

それでは委員長よろしくお願いいたします。

松渕委員長

はじめに、本日の会議は16時30分まで時間をとってありますけれども、審議の進み方

によってはこれよりも早く終わる可能性もありますし、逆に長くなる可能性もあります。時間を超過しないように進めてまいりたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしく願いたいと思います。

それでは、ただいまから平成26年度第1回公共事業評価専門委員会を開催いたします。

開催にあたり、本日は委員総数10名中9名の方がご出席しておりますので、秋田県政策等の評価に関する条例第13条第3項に定める定足数、これを満たしていることをご報告いたします。

それでは、次第にしたがいまして会議を進めさせていただきます。

まず、はじめに審議の前に事務局から公共事業新規箇所選定会議、この結果等につきましてご報告いただきます。

今回は、改選後初の委員会ということでもありますので、初めて出席される方も多くいらっしゃいますので、本委員会の位置づけについてもあわせて事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

事務局

それでは説明させていただきます。

「公共事業評価専門委員会の位置づけについて」というA4縦のペーパーがございます。それをご覧になりながら説明させていただきます。

それでは、はじめに公共事業の新規箇所評価でございますが、秋田県政策等の評価に関する条例に基づきまして、県が行う政策等の評価の客観的かつ厳格な実施及び評価結果の政策等への適切な反映等を目的として、総事業費が1億円以上の公共事業の新規箇所について事業の必要性や緊急性、有効性等の観点から評価を行うものであります。

本委員会は、県が行った公共事業実施箇所の評価について、調査審議することを目的として設置されているものであり、県では本委員会の意見を踏まえて事業実施等の対応方針を決定することとしております。

本委員会の審議対象は、各部局が計画している事業候補の中から、優先度が高く、来年度の事業実施を要望する箇所について、条例等で定める評価のプロセスを経た上で知事が諮問した箇所となります。

県の評価のプロセスは、事業担当課長が1次評価を行った後に、評価制度を所管する総合政策課及び予算を所管する財政課が事業担当課に対してヒヤリングを行った上で、総合政策課長が2次評価、財政課長が財政的な見地からの意見を付し、知事、副知事等で構成される「新規箇所選定会議」で最終評価を行うこととなっております。

今年9月1日に開催されました「新規箇所選定会議」に諮られた案件は17件で、うち農林水

産部所管事業が10件、建設部所管が7件となっております、これら最終評価結果はすべて事業の実施が妥当と評価されております。

本委員会は、学識経験者等の様々な立場でご活躍なさっておられる委員で構成されておりますので、ただいま説明しましたように、皆様方からは知事が諮問した公共事業新規箇所の評価結果について、専門的な立場や県民の視点など、それぞれの立場から幅広い意見をいただき、その結果を知事に答申することとなります。知事は、本委員会の答申を踏まえ、事業の実施等にかかる今後の県の対応方針に反映させることとなっております。

以上が、本委員会の位置づけ及び新規事業箇所選定会議の結果等について、説明させていただきました。よろしくお願ひします。

松淵委員長

はい、ありがとうございました。

それでは、諮問のありました17件の事業につきまして調査審議を行いたいと思います。

あらかじめ各委員には、資料を送付しておりますので、時間の都合上、県からの説明箇所は、農林水産部が10件のうち1件、建設部が7件のうち4件、合計17件のうち5件を抽出しての説明とさせていただきたいと思います。

それでは、抽出にあたっての概要等について、事務局の方から説明をお願いします。

事務局

それでは、説明箇所の抽出について説明させていただきます。

公共事業評価専門委員会における審議は、委員会の時間的制約がありますので、諮問箇所のうち特に説明の必要が高いと判断した箇所を抽出した上で、概要等説明させていただいております。そのあと、説明箇所以外を含めた全諮問箇所について、質疑応答を行っていただきます。

概要説明を行う箇所の抽出における基本的な考えとしましては、説明箇所が同一事業に偏ることのないように、事業メニューのバランスに配慮することとしておりまして、同一事業メニューに複数の諮問箇所がある場合は、総事業費の高い箇所、あるいは委員の皆様説明を要すると判断した箇所を抽出しております。

なお、県の対応方針が「改善して選定」または「保留」として諮問された場合は、優先的に抽出することとなっておりますが、今回の諮問箇所にはこれに該当するものはございません。また、各課より概要説明する際には、その抽出理由も含めて説明させていただきます。

続いて、費用対効果について説明させていただきます。

公共事業の評価基準のうち、事業の効率性を表す指標としてB/C、いわゆるその費用対便益比でございますけれども、これを使用しております。これは、事業の効果を貨幣換算した便益を分

子にして、事業に要する費用を分母として比を表したもので、この値が1以上であれば投資以上の事業効果があることとなっております。

説明は、以上でございます。

松淵委員長

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明にありましたとおり、概要の説明はそれぞれ絞っていますけれども、委員からの質疑・意見等、意見交換は抽出箇所限定せず、17件すべてが対象になりますのでよろしくをお願いします。

それでは最初に、農林水産部所管の10件について審議を行いたいと思います。

農山村振興課に説明をお願いいたします。

佐藤（農山村振興課長）

農山村振興課長の佐藤でございます。日ごろから本県農政の推進につきまして、ご理解とご協力いただきますことに、この場をお借りしまして感謝申し上げます。

私からは、農山村振興課が所管します新規箇所10地区についてご説明いたします。いずれの地区も事業名が農地集積加速化基盤整備事業であるほ場整備でございます。座って説明させていただきます。

地区の説明の前に、ほ場整備事業について説明させていただきます。本日配付させていただきましたカラー版の「秋田県のほ場整備事業について」ということで、このカラーのA3版をご覧いただきたいと思います。

まず、ほ場整備事業でございますが、小さな区画の水田を地形に沿った形で大きな区画に整理を行うと。そして、あわせて用水路や排水路、農道などといった農業生産基盤などを一体的に整備していくというもので、あわせて担い手への農地の集積を図り、安定的な農業経営の確立を目指していくというものでございます。

2のほ場整備事業の効果・効用についてでございますが、効用につきましては、この①から⑦について個々に効果を記載してございますが、私からは主だった効果ということで3点ほど説明させていただきます。

まず1つ目ですけれども、先ほど申しました小区画のほ場を1haの大区画にするということで、大型機械の導入が可能となり、作業の効率化が図られるということでございます。さらに、地域の担い手となる法人などへ農地の集積・集約化が図られると。さらに規模拡大を進めることで、左の図にありますように労働時間の短縮ですとか、労働生産コスト、10a当たり生産比と書いていますけれども、このコストの縮減が可能となるということでございまして、農業構造の

改善に大きく寄与するというところでございます。

2点目は、ほ場整備により排水改良や暗渠排水などの整備によりまして、地下水位が引き下げられるということで、汎用農地、水稲でも畑でもできるような農地が創出されるということで、これによりまして、野菜や花などの新たな戦略作物の導入や拡大ができる。さらには、収量品質の向上が図られるといった、土地の生産性が飛躍的に向上されるということでございます。

現在、本県ではトップブランド産地の形成を目指すということで、本県の園芸振興をリードします「メガ団地」ということで、全県下今7カ所推進しているわけですが、いずれの地区につきましてもほ場整備と関連、連動しておりまして、生産振興を進めていく上で基礎となる大きな役割をこのほ場整備が果たしているというようなことでございます。

もう一点は、新たな戦略作物を活用するということで、農産物のブランド化ですとか、加工から販売までの6次産業への取り組みが推進されるということで、新たな農業への展開が可能となるということでございます。これによりまして、新規就農はもとより、女性ですとか高齢者の参画が図られ、雇用の創出拡大が生まれてくるということで、法人を核とした地域での営農が継続されるということで、地域の維持ですとか、地域の活性化にもこのほ場整備は大きく貢献するというので、これも言わばほ場整備の効果なのかなというふうに思っているところでございます。

次に、右上にあります事業費と整備面積の推移ということをご覧ください。これについては県内では米の自由化って、昔平成6年度のころあったと記憶しておりますけれども、このガット・ウルグアイ・ラウンドということで、その対策実施以降、ほ場整備につきまちは集中的に基盤を整備していくということで、2万ha余りのほ場を整備していることでございます。ここにありまして、平成25年度時点で全県の要整備面積というのは、この下4番の管内別の一番左側の計に書いてありますけれども、10万5,700ha、これが要整備面積ということで、ほ場整備をしていかなくちゃいけないと私たちが思っている数値でございまして、これで整備されているところが8万5,967haということで、整備率が81%を超えるものとなっております。この管内、いろいろ地区によって差がございまして、67%のところもあれば90%を超えるところもあるということで、それぞれ様々な状況にあるということをちょっとご承知いただきたいなというふうに思っております。

いずれにしましてもほ場整備事業ですけれども、県の指針となります「ふるさと秋田元気創造プラン」の中でも、このほ場整備事業につきまちは重点推進事業ということできちっと位置づけしまして、年間500haの整備を推進するというようにしてございまして、今年度含めまして、今後計画的な採択を進めていくということで、プランに掲げました目標達成は十分可能なのかなというふうに考えているということでございます。

あと、右側にこのほ場整備による法人ということで書かれていますけれども、この事業を契機としまして、現在114の農業生産法人が設立されているということでございます。こうした法人は、水稲や大豆等の土地利用型作物だけではなくて、それと組み合わせをしました戦略作物、花とか野菜等の複合経営をしたりですとか、6次産業化の取り組みを地域に先駆けて展開しているということで、秋田県が日ごろから知事も申しますとおり、コメ偏重からの脱却という話をされますけれども、まさにこの脱却を目指すそのモデル地区というような形で、先導的役割を果たしているというようなこととございます。特にここ最近、米価の進展ですとか担い手の不足、さらにTPPですとか農政改革の新たな動きがいろいろ巷でありますけれども、こうしたこともありまして、非常に全県各地で気運が非常に高まってきているというようなこととございます。こういう状況下の中で、今回ご審議いただく10地区ということで説明させていただきますけれども、この10地区については皆さんのお手元のところに地区のこの一覧表という形で位置図があると思います。そして、先ほどカラー版の裏には、地区の内容を1枚にした大まかなものを概要という形で表しております。こういったものをちょっと見ながらお話を聞いていただければありがたいのかなというふうに思っております。いずれ、位置図にございますとおり、全県各地、北は鹿角市から大館・能代・男鹿・大仙・横手市まで、津々浦々要望地区がございまして、いずれも2年ないし3年調査をかけまして、地域の農家はもちろんですけれども、市町村・県が一緒になりまして、この地区への担い手をどうしていこうとか、集積・集約をどういうふうに行うのか、さらには所得を確保するにはどういう作物を考えたらいいのかとか、そういう地域の将来をまさに考えて手を上げてきた非常に熟度の高い地区ばかりでございます。

今回、その10地区の中で一番面積の大きなものが横手地区ということでございまして、横手地区を代表して説明させていただきたいなというふうに思っております。

この資料、インデックスの農一新07の横手地区というものをお開き願いたいと思います。1枚目、A3のカラー版になってございますが、これに基づきまして地区の概要の説明させていただきます。よろしいでしょうか。

そうすれば、横手地区でございまして、この横手地区は平鹿総合病院の裏側に位置します大きな一連の団地でございまして、面積は338ha、関係者農家は311戸となっております。これまでこの地域というのは、昭和30年代に積寒事業で10a区画に整備されているところなんですけれども、昔の整備というのは用排水が兼用で、土水路ということで非常に法崩れですとか漏水が著しくて、排水路も底段が高いということで暗渠排水がとれないということで、非常に転作対応が厳しいということで、今回この要望になったということでございます。今回のほ場整備の実施によりまして、ハード面では、ここ非常に勾配が緩やかだということで、機械の効率化

が最大に発揮できますよう、1ha区画を極力長辺を長くするという事で200mにしてございまして、短辺51mの1ha区画の大区画にしていると。それに暗渠排水を施工しまして進めるということで、工事費は約45億円、反当たり133万円ということで、非常にこれ高いか安いということなんですけれども、ここ最近非常に県の工事費単価上がってまして、この地区の平均180万円ということで、それに比べるとかなり低くなっているということで。これは、幹線の用水路というものが国営、ここの地区の場合整備されておりますので、そういう整備を必要としていないと。そして、さらに先ほど言いましたとおり、比較的緩い勾配だということで、土の移動が非常に少ないということも一つ要因になっているのかなというふうに思っています。

次に、ソフト面の関係ですけれども、ここに書いていますとおり、既設の4法人と新設の3法人等の担い手に85%の農地を集積するという事で、この①将来を担う担い手の確保の育成と農地を集積と書いていますけれども、もともとあるところ、こういうふうなカラーで左側小さく書いていますけれども、色が点在していると思います。これが、ほ場整備をやることによって、集積・集約化が図られると。そして、効率的なことができるということで、先ほど申しましたとおり水稲ですとか大豆ですとか、ここは小麦もあるんですけれども、その土地利用型作物に枝豆ですとかアスパラ等の戦略作物も組み込んで、複合経営を推進していくということでございます。これによりまして、収入も試算なんですけれども、現在の3億円から約4割強の増となる見込みを立てているというようなことでございます。

それでは次に、2番以降については具体的な地区の営農展開についてということで、特徴を3点ばかり説明させていただきたいと思えます。

はじめに、②の加工販売と一体型となった魅力ある農業への転換というようなことでございます。ここの横手地区の強みというのは、市街地近郊に立地して近隣にイオンショッピングセンターですとか、平鹿総合病院、さらに市内のスーパーに売り上げの大きい直売所を持っているというようなことで、野菜や加工食品などの販売ルートがすでに確立されているというようなことでございまして、ここにあります地区内の写真にあります農家婦人で構成している食品加工所、これも地区内に点在しておりまして、そこでは様々な食づくりの加工を作って販売しているところでございます。今回のほ場整備を契機としまして、その材料となる野菜が種類・量ともそのニーズに則して生産されるということで、加工品のラインナップも充実されるということでありますし、地区の所得の向上に非常に期待が持てるというようなものでございます。

次に、③でございしますが、これ農業の魅力と地域の魅力との融合ということで、横手といえば有名になっているのがB-1グランプリの横手やきそばなのかなと思います。「横手やきそば」の定義ですけれども、これは地元指定の6製麺会社の麺を使用すると。そしてさらに豚ひき肉ベー

スはキャベツですとか福神漬け、さらに半熟の目玉焼きが乗っからなければ「横手やきそば」と言わないということで、この材料について地元で生産されるように頑張っていこうというようなことで、ぜひこのほ場整備をやる横手地区でぜひ頑張っていこうというようなことをございます。平成21年度にB-1グランプリで日本一になったわけをございますけれども、最盛期は500万玉の消費ありまして、現在その半分程度の250万玉の需要となつてございます。この麺に必要な小麦を、地区の中で賄うということをございます、これによりまして、ほ場整備をした場合、地下水位が非常に下げられるということで、今反当たり80kgくらいの総重量なわけですが、事業によりまして250kgと格段とアップすることが見込まれるということで、その中で40haまでこの小麦を生産すると。そうすると地区の中で賄えるというようなことで今ちょっと考えているということをございます。さらにキャベツ、福神漬けの材料の大根につきましても、地区内で生産して取り組んでいこうということで、やきそば関係者もですけども、横手市も大変期待を寄せているということで、横手市の魅力づくりの一役を担っていくものなのかなというふうに思つております。

もう一つ、新たな地域の魅力商品づくりの挑戦ということで、現状に満足しないでいろいろ次から次へステップアップを目指していこうということで、現在地元等の企業と連携を図つて、企業活性化センターの商工ファンド事業を今活用しているわけですが、この平成26年・平成27年の2カ年をかけまして、商品開発ですとか市場調査、販路開拓を行つていこうというふうにしております。ほ場整備事業により増産されるスイカとかメロン、これ横手市の重点振興作物になるわけですが、栽培途上において摘果しなくちゃいけない。その摘果したものを何とか利用できないかということで今考えていまして、地区の法人が生産、漬物店が加工、商品が販売ということで、それぞれ役割分担をしながら成果を上げていこうということで、これがうまく機能しますと、これまで廃棄していたものが豊富な資源となるということで、スイカの一大産地横手の新たな名産となり得るということで、非常に地域の思いといいますか、それは非常に強いものがあるところをございます。こうした多様なノウハウですとか、ネットワークの有する異業種との連携によりまして、今後の他地区へのモデルケースとなり得るということで、私たちも非常に大きな期待を寄せているということをございます。営農コストについては以上でございます。ちょっと長くなりました。ちょっと早くします。

あと最後になりますが、新規箇所の評価の内容について抜粋してご説明させていただきます。カラーの次のページ以降ご覧になっていただきたいんですけども、2頁目は地区の概要という形で、目的ですとか事業費等々が書かされています。その次の3頁・4頁の方ご覧になっていただきたいと思いますが、この3頁・4頁につきましては、一次評価と評価基準について書いてい

まして、一次評価につきましては必要性・緊急性・有効性・効率性・熟度の5つの観点で構成しまして、合計で100点という形になってございます。本地区の5つの観点の評価では、左、右にそれぞれ合計点書いていますけれども、非常に高い評価を示してございまして、特に3番目の有効性の観点におきましては、本事業の目的となる集積率ですとか、ただいま営農の関係説明しましたけれども、そういった取り組みについてと、非常に高く評価できるものということで、40点中38点ということにしております。あと、効率性の観点におきましても、地形や勾配に応じた区画割との工夫による低コスト化ですとか、そういった事業費の低減に努めるということで、費用便益B/Cにつきましても1.63と高い数値を示すなど、15点中15点満点と高い評価となっております。さらに、熟度の観点ですけれども、早くからこの集落の将来のあり方にここは危機意識を持って、地域一つになって取り組もうとする積極的な姿勢が、この大きな面積にありながら100%同意という数値がまさに示しているのかなと。さらに横手市ですとか、地元JAなど、関係機関団体の厚い支援を受けているということも厚く評価されている点なのかなと思っております。

以上のことから、判定欄に記載しておりますように、総合評価点は94点となりまして、判定ランクは優先度がかなり高い位置となっております。横手地区につきましては以上のとおりでございますけれども、男鹿半島で初めてのほ場となります五里合地区ですとか、ネギとアスパラで最大規模の法人を今目指そうとされています鹿角市の末広地区ですとか、ほかの9地区におきましても、地域が一つになり大変意気込みが感じられる地区ばかりでございます。評価点も85点から92点ということで、これカラーの裏側の方のA3の方に書いていますけれども、すべて判定ランクIとなり、事業の実施は妥当という評価をいただいております。

以上、農山村振興課所管の新規事業につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただけますようお願い申し上げます。

松渕委員長

ありがとうございました。

ただいま農林水産部所管10件のうち1件について説明がありました。この箇所限定せず10件の諮問箇所につきまして、何かご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

はじめにちょっと確認したいんですけれども、338haですと県内最大規模になるんじゃないですか。

佐藤（農山村振興課長）

面積的にはもうちょっと大きなところもありますけれども、ここ最近の中ではかなり大きな面積という位置づけになってございます。

松淵委員長

10カ所のうち一番点数の高いものを選ばれたので、課長さんの熱意が十分に伝わってきたんですけれども、ほかも総じて高い点数なわけで、そこら辺をどう考えるかということだと思いませんけれども。どうぞ。

永吉委員

質問させていただきます。農一新05の地区ですけれども、こちらのB/Cの値を見ますと、先ほどご説明いただいた地区に比べると1.08ということで値が低く出ているようです。この資料に書けなかったような、例えばBの値を上げにくい何らかの理由があるのか、あるいはCの値を下げづらい何らかの理由があるのかということとを補足説明いただけるようであればお願いしたいと思います。あと、緊急性も15点満点で8点ということで、ほかよりも低いなと思いますので、この辺も含めてご説明いただければと思います。よろしく申し上げます。

佐藤（農山村振興課長）

そうすれば、はじめに農一新05の大神成地区でございまして、先ほど効果の話もちょっとあったわけですが、効果の算定におきましては、このカラーコピーの裏側の方に計算式ということでございまして、総費用総便益比というのは、総費用分の総便益という形になってございます。総便益というのは、ほ場整備をした場合、そう大きく変わらないわけですが、この総費用というのがこの事業だけではなくて、様々な事業があるということで、分母が大きくなればなるだけ当然費用の方が小さくなるということでございまして、ここの大神成地区の場合につきましては、地区面積が73haに対しまして、頭首工もあると。そしてさらにため池が3カ所あるということで、この効果を発現する期間40年と6年の46年という期間の中で整備をしなければいけないものが、それで頭首工もあるため池もあるということで、そういう意味で分母が大きくなったということで、どうしてもこの効果が小さくなっているというようなこととでございまして、これは以上です。

緊急性の15点中8点ということですが、これについては、例えば地区の中でいくら努力してもなかなか点数が上がらないという項目、これ私たちももっと考えなくちゃいけない項目なのかなと思っていまして、特にここの8点になって減点の大きなところというのは他事業との関連というようなこととでございまして、他事業の関連というのは、この事業をしていく上で、例えば道路と一緒に整備した方がいいとか、川と整備をしていったらいいとか、いろいろな事業があった場合緊急性が必要だということで進めていくわけなんですけれども、その場合は当然点数は高くなるわけですが、ここの地区の場合については、特にそういうふうな他事業がちょっと無いということで、調整を要しないということで、ここのところ評価点が0点になっていると

ということで、どうしてもほかの地区の5点とかに比べていくと、ここの部分はマイナスになっておいて、15点分の8点という形になっているということでございます。

松淵委員長

よろしいでしょうか。

ほかにごございませんでしょうか。

この配点は昔からこのような配点なのでしょうか。

佐藤（農山村振興課長）

この点数の大元については、この5つのあれは変わらないわけですがけれども、やはり、毎年この農政も様々に変わっていく事情がありますので、それに即応した形ということで配点の方なり言葉なりもちよっと変えさせていただいているというようなことで、ですから、そういう意味で去年とかその前からきて、その点がどうだこうだといったときに比べると低いとか高いというのがあると思いますけれども、まずこの年度については非常に高いということでご理解いただきたいと思います。

松淵委員長

概算金が3,000円も下がって、いろんなことをしなきゃいけないというのであれば、緊急性とか必要性というのが高まってきていると思うので、ウエイトの見直しもいつかは必要かなという感じはしますけれども、それでちょっとお聞きいたしました。

ほかにご意見・ご質問は。はい、どうぞ。

井良沢委員

去年1年間まったく出席しなかったもので、ちょっと的を得ない質問だと思うんですが、公共事業箇所評価基準ということで、例えば今ご説明された農一新07の4頁目ですか、これ自体がほ場整備事業の全国統一版の評価みたいな感じなのか、あるいは秋田県独自の基準なのか。初歩的な話で申し訳ないが、その辺を少し教えて下さい。

佐藤（農山村振興課長）

中には、例えば費用対効果のところは、その1.2が一つ目安になっていくとか、ここの例えば効率性とか、あと反当たり事業費が200万円というのが一つベースになっていくとか、こういう国のある程度の目安となるものもこの表の中に一部はございます。ただこの考え、評価の基準につきましては、秋田県バージョンということでご理解いただきたいなというふうに思っております。

井良沢委員

あと付随して、質問3つぐらいあります。

1つが環境検討委員会という項目があるのですが、この定義というか、例えば永吉先生のような学識者が入らなくても自分たちで独自に勉強会を立ち上げているというような、そういった組織があればいいのかどうかというのが1点と、受益者が高齢化している状況の中、60歳以上の耕作者50%以上ということで、確かに今すぐしないと耕作している人がだんだん仕事ができなくなるということはこれで理解できますが、逆に若い人が参入する評価というか、後継者がちゃんと育っていますという、そういう評価軸というのがないのかどうかというのが一つ。あと最後に、たぶん評価基準に満たない地区もいっぱいあると思いますが、それは県単独事業とか、そういうので作っているような形になるのでしょうか。

佐藤（農山村振興課長）

はじめに、環境情報協議会、これ環境保全の配慮ということで、評価基準のところで行きますと、熟度の一番最後のところにございます、「この環境検討委員会を設置云々」ということで書いていますけれども、これはですね、やっぱり土地改良事業、農業農村をきちっと進めていく上で、やはり農業が持つ多面的機能というものがございます。そうした場合、ここの中でもやっぱり私たちほ場整備は、単なる効率性を重視するだけではなくて、やはりそこで住んでいるその環境、こういったものを守っていくというのもひとつ大事なのかなと。特に生態系関係についても、やっぱりどうしても効率性を求めますと、コンクリートのものの構造がどうしても多くなるというようなことで、やっぱりそこに住んでいる、そういう生態系をどうしていくかということ、これは地域の協議会を作るわけですがそれだけではなくて、この協議会の中に専門的なメンバーの方々にも入っていただいて、そしてアドバイスをしてもらった上で、そしてあともう一つ全県規模の環境協議会となるものを作りまして、それでも諮問、いろいろこういう工法についてどうだとか、そういうことを私たちの方で説明をして了解をしていただいた上で、事業化に進めていくというようなことをございまして、そういう意味で、かなり前からほ場整備が持つ効果ということで、環境については国の方もですし、県の方でもかなり気にしながら事業を進めているというようなことをございます。

あともう一つ先生の方からは、この高齢化ということで、私直接その高齢化ということにどっちかというマイナ斯的な形でこう書いているような形になるんですけども、これに反対するような形で法人への面的集積というような、このところで、法人というのはまさに法人の効果として企業的経営ということで、そういったところに代々親から子供へという形ではなくて、会社として繋がっていく、そういう後継者を地域の後継者というような形で考えてございまして、このところで法人の面的集積がどのくらい高いかということ、一つの指標にしているという

ようなことをございます。

あともう一つ、これは、すいません、基準に満たないということで、基準に満たないのは80点以下ですとか、例えば効果が1いかないというのが、当然ほ場事業ですからあるわけですが、このほ場整備事業ですね、こういうふうな形で皆さんの前に行くのは3年かかっています。1年目が基本的な考え方ということで、事業の基となります担い手をどうしていくとか、作物をどういうふうに考えていくかという、その前段のところをかなり時間をかけて説明をしていくと。そしてその上で2年目、この事業化になっていくような区画割りのものを含めて、事業費がどのくらいかかってくるかという、そういう事業のハード面の中身をやりまして、3年目はほ場事業ですので、ほ場事業に則したそういう体裁を整えるための計画・取りまとめという形にしています。このところの上がっているところについては、その熟度が高くなるまで地域一つになっていろいろ意見を出し合いながら、そして出していくということで。特に事業費も非常に高いものですから、県単とかそういう形でやるというのはなかなか地元の方も大変だということもありまして、県営ほ場事業規模にきちっと繋がるまで、ねちっこく説明させて了解を取って進めております。

以上です。

松渕委員長

よろしいでしょうか。

ほかにご質問やご意見ございませんでしょうか。

阿部委員

最初の農-新-01ですが、この中に、事業概要のカラーページのところですが、ここに農業生産法人4法人、個人担い手5名ということで記載されています。その4法人の中に1つだけ株式会社なののでしょうか、「餌釣ファーム」というところがあるのですが、これは単純にどうしてこれだけ株式会社なのかなと。今後設立予定ということで記載されているのですか。

もう一つは、右側の方にありますけれども4法人を設立して、将来的には1法人化するということなのですが、どういったやり方で1つにまとめて法人化していくのか。そういう計画を立てておられるのかお聞かせ下さい。

最後の質問ですが、少し細かい点なのですが、表現の仕方を見ていると、6次産業に非常に力を入れなきゃいけないと。ですから、土地整備とともに6次産業、結局商品にして売るということをやっていかなきゃいけないということで理解してはいますが、それに関してはどのような政策というか、法人設置と同時に進行させて行くのか、その法人の中で何かトレーニングとか研修会とかを行っていくのか、そういう計画的なものを盛り込んでやっておられるのか、お答

えいただけたらと思います。

佐藤（農山村振興課長）

本来ですと、農業法人が主となるというのが本当なんですけれども、株式会社法人というのが、いろいろメリットといいますかございまして、例えばメリットとしては、構成員の制限がないということで、農業者以外も入っていけるということでもありますし、雇用労働力の制限がないですとか、意思決定に関しても、株のある人が決定力があるんで決定が早いとかというようなことで。一番はやっぱり農業者関係者以外でも、この株式というふうになった場合は一つの会社になりますので、そういう意味でこのところについてはそういう6次産業化を含めたもので取り組んでいくというところで、ほかのところよりも一歩先を行くといいますか、そういう考えを持った株式会社という形にしたということでございます。

あと、やはり規模の方、大きなところというのは、やっぱりいろいろなところでロットがある場合は、有利なわけなもんですから、ただ、いきなりこういう地域地域が違うところを一つにまとめていくというのは、なかなかまとまりにくいところなんです。先ほど私横手の方も非常に数があつたと思います。なかなかやっぱり説明会なり何かしていく中で、やっぱり農家の方々というのは自分たちの個性もありますし、いろいろ今まで培ってきたところもあるというところなんで、そこあたりはちょっと尊重しながら、そして、個々に集落単位の形のような形でそういう法人化をしていただきながら、その後やっぱり自分たちがいざ経営をしていくと、そういうスケールメリットの必要性というのが出てくるのかなということで、このあと一つにしていくというところなのかなというふうに思っているところです。

あと、この6次産業化。やっぱりなかなかノウハウない中で、ここにただ書くだけではなくて、やっぱりきちっとこれが事業を進めながら形にしていかなくちゃいけないということが、やっぱり私たちも非常に肝に銘じてやらなくちゃいけないのかなというふうに思っています、このところはどういう作物を作付をして、そしてどういうものが加工として販売としてできるかというところにつきましては、地元のJAですとか、私たちの同じ職員の普及の連中ですとか、そういったところと十分連携を図りながらそして進めていくと。そして先ほど横手にあるように、いろいろ分担をしてやっていく方法もございまして、いろいろそういうふうな繋がり、ネットワークを持っていきながら進めていくということも大事なのかなということで、常に土地改良のトンカチ頭でやるのではなくて、やっぱり横連携を十分しながら進めていくというふうに思っています。

松淵委員長

よろしいでしょうか。

そもそも農業生産法人と株式会社とそれぞれにメリット・デメリットはあるし、株式会社にするとう雇用して給料払わなければいけないとか、そういうのもあるので、段々と進化していくとは思いますが、そういうことでもありますよね。

あと、6次産業化でいくと、通年、終年農業をどうするか。それと合わせて考えていかなければならないというのが大きな課題だとは思いますが、いずれ、コメの割合を5割にしようという知事の意向もありますから、やっぱりこちらを進めていかなければいけないということですよ。

ほかにございませんでしょうか。

齋藤委員

私も男鹿半島の五里合地区での取り組みはすごく関心を持っていますし、男鹿市民全員が本当に期待をしているところですが、どの事業でも言えますが、ブランド化の話が結構ありました。資料を見ていると、どうしても地元の道の駅だったりとか、加工はもちろん必要だと思いますけれども、そういった地元の消費、地産地消というのは言われ慣れているとは思いますが、地元の消費を中心に書かれていることが多いなあと感じました。ブランド力というのは、どちらかというと地元よりも外に向かって出して、逆にいえば、外の人たちが秋田のこれがいいねと言っているのを逆輸入で私たちが聞いて、それがブランド化になっているということをよく私も体験するものですから、どちらかというと外に出していく、積極的に販売戦略をしていくということをやったりもっと連携して、法人化していくと、その法人の中で完結するのではなくて、地域の一般の業者さん、民間企業の皆さんと連携して外に出していく、積極的に出荷していくというようなところをもっと取り入れていただきたいと思います。外からいらっしゃるお客様というのは、飲食店とか、もちろん私の宿泊業もそうなのですが、どうしても県外のお客様が多いんですね。県内はどうしても人口も減っていますし、所得もあまり高くないということで、もちろんいいものを作って高く売れば一番いいのですが、なかなか県内消費だけではブランド力というのはついていけないと思いますので、積極的に県外の方たちと関連のある企業さんと連携をして、積極的に外販売をしていく、県外展開をしていくというところを、もっとどの項目でも積極的に書いていただければなあと感じました。今後の参考というか私の意見として述べさせていただきます。

佐藤（農山村振興課長）

委員おっしゃるとおり、やっぱりブランド力というのはいろいろ外に向けての発信というのがひとつ大事で、やっぱり地域地域によってやり方は非常に違うのかなというふうに思っています。今、委員の出身が五里合、男鹿ですので、ちょっと五里合の例をちょっと取らせていただ

きますと、私たちもこのブランドということで、地域の特徴あるということで滝の頭ブランドや
っぱりせっかく男鹿といますと、観光男鹿やっぱりメインになっていますんで、やっぱりそう
いう観光とタイアップしながらそして進めていくと。例えば鳴子のプロジェクトというのは、非
常に観光に来るのは温泉に浸かりに来るだけではなくて、その景観をやっぱり見ると。その素晴
らしさに魅力を持って来る人が多いと。ですから、そういうふうな地域資源をいかに活用してい
くか。そういうことで、その温泉郷と地域の農業の人たちは、お互いウィンウィンの関係で、
高く温泉郷の人たちはお米を買って、そしてそれを農家がいつまでもそういう多面的機能を含め
た景観を守ってもらうということで、補助といますかそういうこともしているんですね。そし
て、そこではおいしい米だよということで、観光に来た方々に提供して、そして満足して帰っ
ていただく。それがいってみれば外に繋がっていく発信なのかなということで、私たちもこの五里
合地区の農業については、ぜひとも観光協会さんの方と連携しながら、ぜひともこの五里合の農
業を売り出してもらいたいということで地区の方に話していますんで、ぜひともよろしくお願
いしたいと思います。

松淵委員長

よろしいでしょうか。五里合地区で滝の頭というブランドで商品化するメニューを見るとすご
いと思います。ただ、これくらいないと外から来た人からすると食農観として満足できないと思
いますので、本当にモデルケースになってほしいなと感じます。

ほかにご意見、どうぞ。

徳重委員

一番最初に永吉先生の方からお話があった、コストとベネフィットの関係ですけれども、頭首
工やため池の整備でどうしてもコストの方が、分母の方が大きくなってしまいますので、 B/C が下
がってしまわれるというご説明がありましたが、頭首工であるとかため池を今回整備することで、
そのあとのLCCが少なくなるだとか、あるいは農業系の関連構造物というのはかなり老朽化が
進んでいることは私も存じ上げているところですけども、そういうところの整備をきちんとして
いくことで、農業全体のベネフィットに影響するとか、その辺Bに影響するのかCに影響するの
かというのは、ちょっと勉強不足で理解していないのですが、その既存の基盤施設を整備するこ
とで、 B/C にどういうふうに影響してくるんでしょうか。先ほどCの方が大きくなるという話
は非常に分かりやすいですけれども、Bの方に例えば⑦の非農用地等創設効果とかというところ
に影響があるのか。その辺教えていただければと思います。

佐藤（農山村振興課長）

私も誇張するような形で、総費用の方が分母が大きくなれば小さくなるという話しましたけれ

ども、当然今の頭首工ですとか、ため池等をやっていった場合については、用水不足なりそういったものも解消されますし、ほかの要因についても作物の生産そのものがアップされるという効果もございます。そして、さらにはそういうふうなことで作付されることによって、耕作放棄地の関係が解消されると。さらには、その維持管理費についてもそのままにしておく維持管理費のお金が十分かかり過ぎるというマイナス効果そのものについても、この事業をやることによって少なくできるというようなことで、やっぱりそのところについては、当然総費用でもかかる部分、当然便益の方についてもそれ相応の用途に応じた施設ということでございますので、効果が上乘せられていくというような形ではございます。

徳重委員

Cで削減されるのはバランスだと思いますけど、加えてBの方である程度便益もプラスされていると、そのバランスでB/Cが決まってくるということですか。ありがとうございます。

松渕委員長

それに関連しまして、今日ご欠席の込山委員から意見が寄せられていますので、ご紹介したいと思います。

秋田県の農業が抱える課題として、1、大規模化、2、米以外の付加価値の高い農産物の導入や転換、3、担い手育成や農業法人が共通して挙げられると理解しました。それらに対応していく上で、今回挙げられている10件はいずれも不可欠な事業であると評価できると考えます。ただし、いくつか関連する事業との連携を踏まえた上で、秋田県の総合的な公共事業の効率的な実行を踏まえて、事業の緊急性や有効性を再確認すべき事業があるのではないかと思います。例えば、③ですと河川改修との関係、それから、②の事業ですと事業用地を通過するバイパスとの関連、それから、⑥・⑦・⑧・⑨は農業用水等という、先ほどありました他の事業との関連性をも少し再確認すべきではないかというご意見でした。ここは先ほど課長からご説明ありましたが、その維持管理の費用をどこまでみるか非常に悩ましいところではあると思いますけれども、そこら辺はそれで一つの数字を出されたという理解かなという気もするんですけどもどうでしょうか。

佐藤（農山村振興課長）

維持管理につきましては、先ほど申しましたとおり、施設の機能というのは徐々に喪失していくということで、最低限の維持管理しか行わなかった場合については、当然事業により維持管理費は増えていくと。つまりはマイナス効果に生まれていくというようなことなんで、これをやっていくことによって上がっていくということなのかなと思います。

あとは、公共事業の関連ということで、単独でその用地創出をしていくというのはなかなか今

大変だということで、これは前々からほ場整備が進もうとしていく際に、建設さんの方とはほ場整備と一体となって、そして、河川改修ですとか、道路用地の創出については極力努めて、そして、ほ場整備側は非農用地の創設というような形できちっと位置づけをしていくと。そうした場合は、非常に用地交渉もですし、単価的なものも非常に安く上がるという、そういう効果も出てくるということで、私たち事業を進める際には、必ず建設さんの方といろいろ打ち合わせをしながら、そういう事業があるのかどうか、そここのところを確認して進めているというようなことでございます。

松淵委員長

委員会としましては、それをもっと強力で漏れなくやってほしいということをお願いしたいと思います。

阿部委員

横手市の平鹿町田ノ植地区ですかね、この中に以前もありましたが、私も非常に関心を持ちましたけれども、「合鴨農法」ですか、これは全部の地域でやれるような農法ではないですよ、有機農法の一つということで。ですから、規模的には小さい場所でしかできない、面積もかなり限られてくるということなのではないでしょうか。

佐藤（農山村振興課長）

どうしてもやっぱりこの合鴨といったときに、ここの資料にもありますとおり、1羽の合鴨が自分たちでやれる範囲って決まっていますし、やっぱりそういう安全ということを考えていくときには、範囲をある程度区切って、そしてそれを付加価値米と。手間もすごいやっぱりかかるものですから、限られたエリアでしかちょっとできないのかなということで、ここのところは一応20haちょっと目指したいなということで、20haといってもかなり大きな面積なんですけれども、いずれ将来的にということで、少しずつ経験しながら増やしていくということでご理解いただきたいなというふうに思います。なかなかやっぱり管理が大変だという声で聞いています。

阿部委員

環境保全だということでそれが最終的にはエコツーリズムとして観光客を呼んだり、小学生など子供たちを集めることができるということで、小規模ながらもかなりインパクトというか効果はあると思いますし、様々なところに波及するというか、農業には直接的には結びつかないかもしれませんが、プラスアルファ、別のファクターということで、非常にいいポイントではないかなと個人的には思いました。ありがとうございました。

佐藤（農山村振興課長）

やはり、こういうふうな取り組みというのは、やっぱり生産性だけではなくて地域に愛される

といいますか、地域にやっぱり認められてそこの法人がいろいろ機能していく。そしてそこで作ったものは、やっぱり安全だしおいしいよというような、地域からそういう声が出ていなくなっちゃいけないということなんで、やっぱりそういう意味でこういう学習教育といいますか、そういうものもきちんと連携図りながらやっていくというのも、また新たな農業なのかなというふうに思っています。そういう意味で頑張っていかなきゃいけないのかなと思います。

松淵委員長

よろしいでしょうか。ほかに。どうぞ。

山本委員

ご説明の中で、ほ場の整備率が81%とお聞きしましたけども、今回のこの10件の事業を遂行することによって、その割合は何%になるのでしょうか。

佐藤（農山村振興課長）

今回ほ場整備、この10地区合計で1,800町歩ございます。それで、今回要整備という分母になるのが10万5,000ということなんで、わずか1%ちょっとしか上がらないわけですが、それだけももとの分母といいますか、要整備面積が大きいということで、比率的にはちょっとそれしか上がらないというようなことになります。

松淵委員長

関連してお聞きしますが、県の集積率の目標は90%ですよ。

佐藤（農山村振興課長）

集積率はそうですね。全体のビジョンの中では90%ということで。今うちの方で、段階的なところでは、一応80%というのを一つ目安にしているというようなことでございます。

松淵委員長

先ほど提示された一覧表では、県の累計で81.3%が整備済みということで、未整備面積が2万haで年間500haを整備したとしても、40年かかる計算になる。昨年も、もっとピッチ上げられないですかって聞いたのですが、目標が90%だとするとそれでも20年はかかるということですよ。厳しい財政状況があるのも理解はしておりますが、先ほども言いましたけれども、今、農業が厳しい中で、これをやらなければ農家の人も苦しくなるし、なかなか生産性が上がらないとすれば、500haと言わず600haでも700haでも進めてほしいなと思います。昨年から申し上げているのですが、もう一回申し上げたいと思います。

佐藤（農山村振興課長）

それに関連して、私たちが先ほど申しましたとおり、ほ場整備の効果・効用というのは非常に総合的なものだということで、やっぱり地域のまさに構造改革をなしていくものだというので、

やっぱり頑張らなくちゃいけないのかなというふうに思っています。ですから、今回を入れても5カ年、市町村のいろいろ聞き取りをしていきますと、この5カ年で今回の10地区1,900町歩も入れますと、5年で41地区、6,000haくらいやりたいというような声がございします。なかなか予算の関係で、それをすんなりできるかというのはかなり厳しいわけなんですけれども、私たちの方ではできる限りの国への予算の要望、確保に努めますし、なかなか厳しい場合については、やっぱりこの農業のその整備事業の中で、重点化をもう少し構成を、この期間だけはもう少しほ場整備に特化してやっていこうとか、あと場合によってはこのほ場整備がある程度工期が6年くらいになっているものを、少し延ばしながら進めていくとか、いろいろそういうふうな創意工夫といいますか、知恵を使ってやっていかななくちゃいけないのかなというふうに思っています。希望は、どんどん進めていくというのが私たちの希望ですんで、そのところはいろいろ応援していただければ非常にありがたいのかなというふうに思います。

松渕委員長

知事もここ2、3年が農政の正念場だと言っていますし、農家の人の平均年齢が65歳を超えていますから、あんまり時間はないということを考えればできるだけスピーディーな対応をお願いしたいと思います。

ほかにご意見ございませんでしょうか。はい。

永吉委員

先ほど農一新の05のところでご説明いただきまして、頭首工とかため池の整備も入るからB/Cが低くなったというお話いただきまして、よく分かりました。ただ、そういった事情があっても、やはりB/Cというのは常に見られていて、低い値というのはやはり厳しく見られていくのかなと思うので、是非ともB/Cが過小評価されないような新たな評価を設けられてはどうかかなあと考えています。これはなかなか難しいとは思いますが、ダムなどでも検討されていて、まだ採用されていないようですが、例えばため池を保全することで、ため池決壊に対する安心感みたいなのが地域住民には広がるかなと。こういった安心感ですね。頭首工の場合もそうですね。洪水に対する安全性が少しでも上がるはずなので、そういった安全性、安心感みたいなものを何か評価するような軸があればいいなと思います。できれば、Bに持って行ければBの値が大きくなるのでいいと思いますが、なかなか難しいと思うので、例えば緊急性のところでは評価するとか、あるいは、国ではやっていないけども、秋田では若干アレンジはできるというような話も先ほどありましたので、もし可能であれば、今後そういった新たな評価軸を考えていただければいいなと思いますが、いかがでしょうか。

佐藤（農山村振興課長）

もともと、このほ場整備を含めてですけれども、この効果というのは一種国の方で決められて、その指針の中で進めてB/Cがどうなのかということで考えているわけですが、つまり委員おっしゃられるとおり、例えば多面的機能の場合については、様々なやっぱり効果というものも出てくると思います。そういったところ、やっぱりこの効果、やっぱり出ないよりは当然出て、事業の効果をいろいろな方々にPRしていくというのは非常に大事なところだと思いますので、そういう多面的効果ですが、これも実際見られているものは見られているわけですが、やはりもう少し今のご時世に沿ったような形の効果が発現できるようなそういう私たち要望といいますか、そういうこともこれからひとつ考えていければなというふうに思っています。はい、ありがとうございます。

松淵委員長

国の補助を受けている限りは、それから外れられないということはあると思いますが、是非ご専門の委員の方々に英知を教えてください、それを参考にしながらということですね。

ほかにご意見等ございませんでしょうか。

藤原委員

この場に出てくるまで3年もかかっているということで、地元との合意形成と同意率の高いものが示されていると理解しています。先ほどから委員の方々のご質問の中にもあったように、受益者の高齢化状況と法人への集積の面で、地域全体でその担い手となっていくという話で、私も少し疑問に感じる場所がありました。やはり高齢化が進んでいるからやらないといけない、集積を図らなければいけないといっても、その高齢者の皆さんが集積してもらったあとに何も進まなかったというのは非常に残念な話でもあります。是非とも集積してもらった暁には、やはり生産性、生産意欲が増すような進め方ができればと思います。また、今後も残していきたいその農村の風景と、近代的な農業、効率が上がるほ場とのバランスを持って、秋田の農業が進んでいければいいなと思ったところです。

佐藤（農山村振興課長）

法人化に進んでいくということで、そういう集約されて効率的な農業ということも、一つ私たちのこの事業の目的ではあるわけですが、一方で、やっぱり地域全体で収益を上げていくというのもひとつ大事なのかなというふうに思っています。そういう意味で、今まで100人が100人米を作っていたというものが、法人をされることによって10人でよくなる。残り90人の方々は、多少手間もいろいろとかかる野菜とか花とか、場合によってはその加工までやっぱり手を広げて、地域全体で農業を支えていくと。それには冒頭でもちょっとお話ししましたとおり、新規の就農ということも一つあります。当然、お年寄りもどういう形で参画していただくかとい

うことも大事です。あと、当然やっぱり加工といった場合には、農家の女性の方々の支援ということも大切なのかなということで、やっぱりこの地域として1人が儲かるとかじゃなくて、地域全体で底上げできるようなそういう取り組みを私たちは目指したいなというふうに思っています。ということで、農家のお年寄りを決して卒業という形ではなくて、やっぱりお年寄りはお年寄りのなりのやっただく役割というの必ずあるわけですから、そののところがやっぱり地域の全体の中で考えていくということが大事なのかなというふうに思っています。

松淵委員長

よろしいでしょうか。ほ場整備事業については、またもしこの後あればご意見いただくことに。

それで私から申し上げたいのは、もったいないという精神を発揮していただいて、例えば県内の食料の自給率の平成17年の数字ですけど36%。じゃあ64%がほかから入ってきている。それを埋めて行けば秋田県ってまだまだ救う余地があるんじゃないか。そうだとすれば、ほ場整備してやらなきゃいけないんですよ。

それから、昔は1haのコメづくりで年間251日かかっていたのだが、今では33日しかかからなくなっているんです。ただ、自分たちももったいないとは思っているんですよ。長くやりたいという気持ちに答える意味でもやっぱりこのほ場整備って有効だと思いますので、ぜひ進めてほしいなということ、個人的な見解ですけども申し上げて、前半の農業の部分について、とりあえず終わらせていただいて、ここで5分間休憩して、また3時から再開したいと思います。よろしくをお願いします。

午後 2時55分 休憩

.....
午後 3時00分 再開

松淵委員長

再開します。

それでは、建設部関係の説明をお願いします。

石山（都市計画課長）

建一新-01をお開き願います。

事業名は地方街路交付金事業、都市計画道路新屋土崎線でございます。

県道名としては秋田天王線でありまして、都心部を南北に縦断し、市街地の骨格を形成する主要幹線道路となっております。

今回の事業区間は国道13号茨島交差点から秋田駐車場の山王十字路の間の区間でありまして、起点は茨島交差点付近の旭橋から終点はドン・キホーテがある山王5丁目交差点まで

の1, 125mであります。この前後区間は4車線で完成しております。

次にページ6頁の平面図をご覧ください。これを見ながら事業の概要を説明いたします。

左が茨島交差点側、右が山王十字路方向となっております。当該区間につきましては、平面図中央上への現況の標準断面図にあるとおり、上り旭橋方向が1車線、下り山王十字路方向が2車線となっております。変則的な3車線構造となっております。これによりまして、慢性的な渋滞が発生しております。冬期についても図面下にごございます状況写真にあるとおり、混雑が悪化しているところです。当該区間は旭南小学校の通学路となっておりますが、歩道幅員が一番狭いところで1.6mと狭く、冬期の通学に苦勞しているところがございます。

また、自転車交通が約1,600台と多く、歩行者も710人と多く、交差が困難な状況となっております。このため、平面図の標準断面図にあるとおり、一般部20m、交差点部23mに拡幅しまして、幅3mの両側歩道を設置し、現道拡幅により歩行者の安全を図るものであります。

全体事業費がページ1頁にあるとおり、32億円、事業期間を平成33年までの7年間としております。

当該事業の特徴としましては、旭橋側、ページ6頁ですけれども、赤色で着色した部分626mを街路事業で、山王5丁目交差点側、緑色で着色した部分499mを交差点改良などの道路事業で整備を行い、事業の効果を早期に発現させるものであります。

都市計画事業の認可区間としましては、都市計画と道路の施工区分に捉われず、一つの都市計画事業として都市計画認可を取得する予定であります。これに関しましては、事前に国に相談しているところでもあり、こういった事業の形をとることにしましては、内諾を得ているところであります。

この効果といたしましては、都市計画事業認可の法的な効果が道路事業区間にも及ぶことであります。具体的には、都市計画法第65条の建築等の制限や都市計画法第70条の土地収用法の効果が発生することなどであり、ページ6頁の平面図を再度見ていただくとわかるとおり家屋や店舗が密集している地域でありまして、建物補償物件が約30軒、全体事業の約3分の2が用地補償費であることを考慮しますと、都市計画事業上の法的効果が非常に有効であると考えております。

評価の内容としましては、ページ2頁と3頁にあるとおりですが、主な内容をいいますと、1日2万4,000台を超える主要幹線道路であることや交通混雑度が1.37であること、渋滞箇所が2カ所あること、バス路線であること、平成14年から10年間で171件の死傷事故、死亡事故が1件ございますが発生していること、DID区間で無電柱化計画がある

こと。それとページ7頁をご覧ください。ページ7頁にあるとおり、費用便益比が3.2であることなどを評価しているところでございます。

合計点数は、都市計画決定済であることや秋田市より強い要望があることなどを評価に加えまして、89点となっております。これにつきましては、ページ4頁の合計欄をご覧ください。

総合的な評価といたしましては、当該区間は交通量が多く容量不足による慢性的な渋滞が発生していることや、小学生などの安全確保の観点からも拡幅整備が急務でありまして、都市部の交通機能と空間機能を改善する道路整備として優先度は高く、有効な事業と考えているところであります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上でございます。

柴田（道路課長）

続きまして、道路課所管分につきまして4件についてご説明します。箇所の関係で4カ所の中から2つについてご説明します。

建一新-02, 03, 04, 05が道路課所管分でございます。

02は男鹿の北側といいますか、男鹿の浜間口という国道101号の道路改良に係わる事業、それから建一新-03が秋田市の曾場という所の道路改良に係わる事項、それから04が横手大森大内線の横手市の三本柳ということで、02、03、04が道路改良でございます。この中で事業費の最も大きい04、横手市三本柳につきまして、のちほどご説明いたします。それからもう一つ05というのがございまして、これは歩道拡幅、歩道整備事業でございます。歩道整備事業は1カ所しかございません。白沢田代線、大館市大森ということで改良事業1カ所と、それから歩道整備事業1カ所、この2カ所についてご説明いたします。

最初に、建一新-04をご覧ください。主要地方道横手大森大内線、横手市三本柳におきます道路拡幅事業でございます。この場所は5頁ご覧ください。オレンジ色が高速道路秋田自動車道でありまして、紫色の縦側が国道13号、それから横側にあるのが国道107号となっております、当該路線がその青色の部分でございます。右手側の方には横手市役所がありますけれども、これの近くに今事業化を計画している三本柳工区2, 200mがあるということでございます。この周辺には平鹿総合病院、それから卸団地、さらには平成25年に統合されました横手北中。それからこのあと平成28年に統合予定の横手北小学校がございまして、また、県道の西側には今年の7月に秋田自動車道に建設されることが決まりました横手北スマートICが計画されております。

次の6頁の図面をご覧ください。ちょっと横になっておりますが、この路線は先ほど説明

しましたように医療関係、それから物流といった産業振興、教育関係、そういったところにある道路でありまして、交通量が1日1万台ほどであるにもかかわらず現況の車道幅員が5.5mしかない、そういった区間が2.2kmにわたってあるということで、混雑している状況であります。この図面の白丸にバツ印が付されている区間がありますが、これが交通事故が発生した箇所でありまして、ここ10年で38件そういった事故があります。また、赤の印はこれは死亡事故の箇所でありまして、平成22年に発生しております。こうしたことから道路幅とそれから道路の路肩、これを合わせて3m拡げることで道路幅に余裕を持たせて大量の交通をスムーズに掃き、それから地域の方々の安全を確保しようというものでございます。

申し訳ございません、1頁目の方にお戻りください。事業の概要の部分なんです、来年度から事業を行ってよしということになりますと、7年ほどかけまして全体事業費13.4億円をもって2,200mの道路拡幅を行うというものでございます。

事業評価につきましては、その次の2頁・3頁目であります。評価できる事項といたしましては、現道の混雑度が大きいというようなこと、それから先ほど申しましたように事故が多いというようなこと、それから一部区間に歩道がないというようなこと。それから救急医療施設へのアクセス道路というふうにこの道路がなっているということ。それからB/Cが1以上であるということ。さらには、地元及び横手市から道路整備の要望が出されているということが評価できる項目であります。結果92点というようなことで、事業を行う上での優先度はかなり高く事業を実施すべきというふうな評価でございます。

次、建一新05でございます。歩道設置の説明でございます。

主要地方道白沢田代線、大館市大森地区でございます。これは資料の4頁目をご覧ください。このオレンジ色が高速道路日沿道でありまして、大館北ICから右側、小坂町方向につきましては昨年の11月に完成したばかりのものでございます。それから紫色が国道7号と、当該箇所が青色の県道の赤印引出ししてある箇所でございます。大館市の中心部と申しますか、大館市役所から7kmほど北側の箇所でございます。この区間は地元の花岡地区の生活道路ということでありまして、この図にも記載しておりますけれども真ん中ほどに北陽中学校というのがあります。これが来年の4月に現在の大館二中、それから矢立中学校、そして花岡中学校、この3校で統合されるということが決定されておまして、今その準備がなされているところであります。この中学校の方の方向性といたしましては、ちょうど今、赤の事業をしようとするこの区間、この路線を通学路に指定したいということでありまして、にもかかわらず今のこの810m区間が歩道が整備されていないということがあるものですか

ら、急ぎよ整備をすると、歩道設置をするということでもあります。あわせまして、大館市の方はこの図面の中ほどに薄い二重線がありますけれども、市道の二中長面岱線、これを来年開校に向けて現在整備中ということでございます。そういった関連事業とあわせまして、本大森工区を事業化しようということでございます。

5頁目の方をご覧ください。平面図でございますけれども、この810mの区間に幅2.5mの歩道を設置しようというものでございまして、図面の下側の方と申しますか、道路の下側の方に赤斜線引いてありますが、ここに歩道を付けるというものであります。

1頁目の方、ご覧ください。事業の概要についてであります、来年事業化ということになりますと、2億5,000万円でありまして、これで4年間で完成したいというふうに考えてございます。統合中学校の開校よりもちょっと遅れてしまうわけですが、この発表が直前だったものですから間にあわない形になりますが、できるだけ早い歩道整備をしたいというふうに考えてございます。

事業の評価としましては、次の2頁・3頁目でありまして、評価できる事項としましては、自動車の交通量が1,000台以上であるというふうなこと、それから今時点で通学路指定はなされておらないんですが、一般の方々の通行それが189人あるというふうなこと、それから先ほど申し上げましたように、市道との関連事業があるということ、それから近々今年度中に通学路指定されて4月から通学路運用されるというようなこと。それから地元及び大館市の方からの要望等があるというようなことで、80点というふうな点数になってございます。そういうことで優先度が高くて、事業実施すべきと考えているところでございます。ひとつよろしく申し上げます。

吉尾（建設部参事兼河川砂防課長）

河川砂防課でございます。河川砂防課所管事業の案件は、インデックス建一新06と07の河川事業2件でございます。06が大館市の長木川とその支川の下内川、この2つの河川で1カ所の扱いでございます。07の方が、秋田市雄和の新波川でございます。このうち事業費の大きい06の一級河川長木川及び支川下内川についてご説明いたします。

前置きになりますけれども、はじめに県内の河川改修状況をご説明いたします。

県が管理している河川、現在342の河川ございまして、延長の総計が約2,875kmでございます。このうち堤防等の整備が必要であろうという区間は2,055km程度と考えておりまして、その整備率は平成25年度末時点で約45.5%となっております。

それでは事業箇所の概要からご説明いたします。

建一新06の5頁をお開きください。ここに地図がございます。黄色で着色している区

域が大館市の市街地図を表します用途地域の区域でございます。長木川は大館市の市街地を東西に流れておりまして、国が管理しております米代川と合流しております。米代川は図面の下の方から左の方に曲がって流れている河川でございます。長木川が米代川と合流する直前で長木川の支川であります下内川、北の方から流れておりますが、それが長木川に合流しております。河川改修の範囲といたしましては、長木川がこの下内川との合流点付近から上流部、観音堂工区、宮袋工区、こうとびとびになっていきますけれども赤で着色しているところが改修区間でございます、合わせて4.2kmでございます。支川下内川の方が長木川との合流点から約3.1kmの区間でございます。この赤で着色している区間でございます。

主な工事内容でございますが、7頁をお開きください。7頁に標準断面図載せてございますが、工事内容といたしまして、まず築堤、堤防を築くことでございます。それと河道掘削、河川の断面を掘削して断面を確保するという工事と、それから護岸工でございます。

次に、評価調書を説明しましたので、1頁にお戻りください。事業期間が平成27年度から認めていただくことになれば、平成40年度までの14年間を予定しております。

事業費は長木川と下内川、合わせて約28.1億円を見込んでございます。

事業の背景でございますが、長木川では過去にも洪水被害が多く発生しておりまして、古くから河川改修を実施してきました。しかしながら、未だ堤防のない区間、それから高さが足りない区間がございますので、平成18年に北秋田圏域の河川整備計画を策定して、ほかの河川事業の進捗状況を見ながら国庫補助事業に着手する準備をしておったところでございます。そこに昨年8月9日の豪雨がございまして、支川の下内川が破堤するなどして両者の合流点付近の地域が大規模な浸水被害に見舞われたわけでございます。そこで、長木川を含む北秋田圏域の河川整備計画に下内川を追加しまして、本川・支川一体となった河川整備を実施することで沿川住民の生命と財産を守ろうという事業でございます。

続きまして、事業評価の内容でございますが、2頁をお開きください。

必要性につきましては、想定される浸水区域の広さ、それから保全対象の多さ、過去の災害実績等を考慮しまして高く評価しております。

緊急性につきましては、現況の流下能力が低く被災の頻度も多くございますので高いと考えております。

有効性につきましては、昨年度の洪水を安全に流下させられるようになるということで点数を付けております。

効率性につきましては、費用便益比が2.25となっております、また建設残土の他工区の流用や再生砕石の利用などによってコスト縮減に努めることとしているため、高く評価

しております。

熟度につきましては、昨年の8月豪雨を契機にしまして地元大館市からも要望があるなど高まりを見せております。

以上、全ての項目におきまして評価点が高く、合計点は86点となっております、県土の保全と防災力の強化を推進する上で効果の大きい事業であると判断してございます。

最後になりますが、6頁をご覧ください。

これは昨年8月の洪水状況や家屋被害の状況等を載せております。このときには両川合流点付近の沼館地区で床上浸水51戸、床下浸水33戸の大きな被害が出ております。これら再度の災害を防止するためにも当事業は必要不可欠と考えております。説明は以上でございます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

松渕委員長

はい、ありがとうございました。

それでは、ただいま建設部所管の7件のうち4件について説明がありましたけれども、この箇所限定しないで、7件の全ての諮問箇所について何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

井良沢委員

建設部所管の中でB/Cですが、全体に道路関係が低く出ているような感じがしますが、これは何か全国的な評価基準によるものなのでしょうか。

柴田（道路課長）

道路関係のB/Cにつきましては、やはり大きな影響を受ける部分というのは交通量ですね。秋田県内の交通量、これはやっぱり多いところはすこぶる多いところですが、地方の方になるとそれほどない所もありまして、低い結果になっているところがございます。

井良沢委員

秋田だから雪とかそういうもので、もう少し必要性とかを評価するなど、そういった考え方は少し難しいんでしょうかね。

柴田（道路課長）

先ほど、ほ場整備の方でもB/Cの話がありましたけれども、うちの道路関係もやはり低い所が今まであったわけです。国の方では、いわゆる基本3原則というのがありまして、それは早く着くかどうかというふうなことと、それから交通事故が少ないかとか、それから走るに当たってエネルギーをあまり余計に使わないかというその3つが一つの指標になってい

ました。これは全国共通だったわけですが、雪国のこの地方においては、それだけじゃあまずかろうというようなことで、それ以外の15個の便益を実はオンしております。例えば、休日の交通便益ですとか、それから冬期間の速度低下が解消できることによるその便益ですとか、それから防災便益、中山間地ですね。防災便益ですとか、それから孤立解消できることの便益ですとか、そういったのを15個追加して評価をさせていただいているところでございます。

井良沢委員

これはこの基準には出てないのですか。

柴田（道路課長）

実は、それで評価しているものと評価していないものと2種類あるんですが、例えば03、建一新03の5頁目をご覧ください。これが今の建一新03のパターンの場合の便益評価したものでありますけれども、上の①の費用というのがこれがコストのCに係る部分です。それからその次の②の便益が、これがベネフィットBに係わるものでございまして、ここで供用年が平成26年度だとか基準年が平成26年をベースにして32年を供用と。あと、走行時間による短縮便益ですとか、走行経費による減少便益ですとか、交通事故、これが先ほど申しました3項目ですね。3項目の場合のベネフィットというのが今のこの事業ですと4.2億円ということなんですが、それ以外に先ほど申しました休日交通の便益ですとか、これは該当する部分のみオンしているというふうなケースでございます。

井良沢委員

最後に一つ、建一新05ですが、中学校が新しくできて、そうすると今後、生徒が通学路として使うと思いますが、それが評価されていないですけど、現状ではまだフィックスされていないということよろしいでしょうか。

柴田（道路課長）

はい、そういうことでございます。現時点での評価としてはこのような評価で80点ということですが、このあと生徒さんたちがここを歩いて歩行者の数がまた増えます。しかも、ここは今時点は通学路として指定されていないんですが、このあと通学路指定されます。そうしますと、新たな評価になりますので、90点に近いような点数になるかと思われまして。

松渕委員長

よろしいでしょうか。ほかにもございませんでしょうか。

徳重委員

4つぐらいあるんですが、一つずつでいいでしょうか。

まず、全体的な話ですけれども、A4の横の一番最初に付いている評価概要一覧で、評価内訳の配点が各事業で若干配点が違うようですが、これは何か理由があるのでしょうか。例えば、建一新-01ですと、必要性の配点42点、建一新-02の場合は必要性の配点が35とかですね、次のページにいきますとほかの事業では必要性30点とか、100点の内訳がそれぞれバラバラといたしますか、いくつかあるようですが。

事務局（川辺班長）

事務局がお答えいたします。

評価に関して、毎年知事が行う政策等評価にかかる実施計画を立ててまして、その中で評価項目を決めておりますけれども、観点としてどれが必要かということで必要性、緊急性、有効性、効率性、熟度、この5項目については、この実施計画の中で評価しなさいというふううたっております。その中で、配分については各事業の特性とかに応じて配分を行っているという状況なので、そこは事業ごとに違ってくるということでございます。

徳重委員

その事業ごとで若干必要性とか重みが変わってくるということですか。

事務局（川辺班長）

ここに書いておりますとおり、農林部のほ場整備の評価点の配分と、あと建設部の中でも河川、道路それぞれが配分としては違ってくるということで、単純に点数だけではなく、事業ごとにこの優先順位を付けるための配点だということです。

徳重委員

例えば、河川なら河川、道路なら道路ということで分かれているのであれば理解できますけれども、同じ道路事業でも必要性が35点だったり、30点だったりとか、私個人的には少し分かりづらいなあと、そういうことではなくて、それぞれの事業ごとでの配点というところでの理解ですね。

事務局

そうですね。例えば、道路事業の中でも、国道とか大規模の道路の場合と生活道路とはまた違ってきます。

柴田（道路課長）

申し訳ありません。私が道路関係ということで先ほど2つの事業について説明させていただきました。この2つについては事業のそもそもの目的とかあり方とか違うというようなことで評価手法も違ってございます。

特に、大きく違うのは、いわゆる歩道をつくるとか交通安全系のものというのは安全・安

心、その安全・安心というのは何にでも共通するのかもしれませんが、特に歩道の関係は安全・安心だというふうなことで、県もそうですけれども国の方においてもいわゆるB/Cは求めない世界なんですね。ですから、そういうのは置いておいていいと。まず、子どもたちなり地元の人たちの安全を確保しなさいというふうなぐらいで見方が大きく違っている事業もごございます。そういうことがありまして、今事務局の方が説明がありましたように、評価のあり方が事業の違いによって区分けされていると、そういう状況です。

徳重委員

続けてよろしいですか。細かいところですが、建一新-01について、便益の方の評価になると思いますが、茨島交差点方向に拡幅というのは個人的にも渋滞に遭っているところですので重要な事業だと思いますが、旭橋の手前までやられるということで、旭橋自体の拡幅というのが次の段階におそらくくるのかもしれないなと思いましたが、それも見込んだ計画交通量の計算なのか、将来像みたいなことをどのように検討されていらっしゃるのでしょうか。

石山（都市計画課長）

説明の中でもちょっと触れたんですけども、旭橋までは4車線で出来ております。

徳重委員

旭橋の4車線。拡幅されてるのですね。すいません。

石山（都市計画課長）

左側の6頁の一番左側ですけども、灰色の部分ですね。この図にあるとおり、出来ております。

徳重委員

イメージ的になっていないような気がしたのですが、四車線化になっていますね。すいません。

石山（都市計画課長）

前後区間は4車線で出来ておりますので、委員がご心配されていることについては、これが出来れば大丈夫になると思います。

徳重委員

申し訳ございません。ありがとうございます。

それとあと2件ですが、次、04ですけども、これも計画交通量の話なんですけど、高速道路のスマートICができるということで、かなり横手市行きへの交通量が増えるとは思いますが、スマートIC自体はNEXCOの事業と思いますが、一応予測に入っているんじゃないでしょうか。

柴田（道路課長）

横手北 I C の出入交通量の予測が今 1, 0 0 0 台ということになっていますので、これを含んで考えてございます。

徳重委員

ありがとうございます。

最後に 0 6 ですけれども、これも記憶に新しい去年の災害があった河川の下内川ですか、これも入っていると思うのですが。一応これも確認ですが、災害復旧事業ではなく河川改修事業ですよ。それは長木川が主体なので河川改修事業でやられるということなのでしょうか。

吉尾（建設部参事兼河川砂防課長）

下内川そのものも改修事業ということで位置づけております。両川の合流部分でああいう浸水被害あったものですから、長木川はまだ未改修の部分があるということで、できればセットでこの一つの河川を改修事業として立ち上げたということです。

松渕委員長

関連して、この長木川の、この場所は田代の方ではない、もっと上流の方になりますか。旧田代町もかなり水没した同じような写真をいっぱい見ましたが、そこと違うポイントでしょうか。

吉尾（建設部参事兼河川砂防課長）

旧田代町の方ですか。あれよりもずっと上流側になります。

松渕委員長

ということは、田代の方は大丈夫でしょうか。旧田代町は。

吉尾（建設部参事兼河川砂防課長）

早口川とかが少し破堤して氾濫したりしておりまして、部分的に災害復旧事業を入れたりして復旧を図ってきております。ある程度の河川改修というものを考えなければいけないのかなというふうには考えております。

松渕委員長

ここの写真と大体同じような風景が出てきたような気がしましたので、片手落ちにならないければいいなと思っています。よろしくお願いします。

山本委員

建一新-04につきまして、私はこの計画工区から 1 k m ぐらい西に行ったところに住んでおりましてよく通る道路でございます。この学区の小学生は、ここは通学路として非常に

危険であるということで、とても遠回りをして農道を通って学校に通うという現状です。ですので、この工事が実現しましたら通学路として利用できるということも評価できると思いますので、横手市民を代表してぜひ実現をお願いしたいと思います。

柴田（道路課長）

強い支援大変ありがとうございます。本当に出来るだけ早くこの事業を完成させたいと思っていますのでよろしく願いいたします。

松渕委員長

ついでに申し上げれば、横手北のスマート I C を作る意義からすれば、この事業が無ければ意味ないですね。本当に卸団地からすぐここに入れて、輸送コストが全然違う。これがカウントされるかどうか分かりませんが、卸団地の人たちにすればすごく便利であると思いますよね。

柴田（道路課長）

このスマート I C 建設にあたりましては、地元の要望ももちろんですが、NEXCO 東日本の方がこれをやるかやらないかという判断もあるわけなんです。そちらの方が、先ほど交通量出入りの方が 1,000 台ほどという話をしましたが、そういった状況も踏まえながら、ある程度の利益が NEXCO の方でも上がらないということになると、やらないという話になるわけなんです。それが地域の声もありまして、一生懸命これからそれを使っていくんだし、是非ほしいよと。それに対してチェックをかけたところ、NEXCO 側の方も何とか利益といいますか、やっていけそうだというふうなことがあるものですから、やることに決まったということでもあります。ぜひ早く、地域の方々の理解を得ながらやっていきたいと思っています。

永吉委員

建一新 06 長木川ですけれども、一級河川米代川の支流ということで、国土交通省の事業とのすり合わせというのが必要であると思いますし、もちろんその中で、すり合わせながら整備されていくと思うんですが、よくこういう河川の災害を見てみると、国の改修区間と県の改修区間で整備のレベルが違って、そのちょうど境目ぐらいでよく洪水被害が起きるなんてことをよく持ち上げられていますけども、今回のこの改修計画の中で国の方とのすり合わせなどをどんなふうに行われているのか。あと国土交通省がやろうとしている改修計画とそれほど差がない改修とみていいのかなのか、その辺が気になるのでお答えいただければと思います。

吉尾（建設部参事兼河川砂防課長）

米代川の合流点に非常に近い所でございますので、そういった観点から当然すり合わせは必要であると、協議をしながら進めているという状況で、この整備計画、最終的には国土交通省の承認を受けなければいけませんので、必然的にそういった協議、調整はなされるということでございます。

この米代川のこの合流点部分ですね、国直轄の方では長木川が東側から米代川に合流していますけれども、この区間についてやっぱり築堤の計画をもっていて、部分的に輪中堤のような築堤の計画をもっているというふうには聞いております。

この06以外に、07の方で新波川がありますけれども、これはまさに今雄物川で、国直轄の事業が進められているところでございまして、それとも整合をとるという意味からも来年度は新波川の新規事業で県の事業を立ち上げたいということでございます。

あとレベルですけれども、それはあくまでも過去の災害の既往の履歴ですとか、沿川の土地利用、それから上流・下流の整備の具合等々を勘案して、総合的に改修の規模というのは決定するというようにしております。もちろん直轄さんの方のレベルには当然そこまでは到達しないことは確かではございますが、B/Cをいろいろと考慮しながらふさわしいレベルの改修計画としているつもりでございます。

以上でございます。

松渕委員長

ほかにございませんでしょうか。齋藤さんは02とか関連すると思いますがどうか。

齋藤委員

やはり私も長年男鹿半島の先端に住んでいる者として、特にこの五里合地区の道路整備というのは長年の課題でございます。男鹿半島というのは白神山地を訪れるお客様の宿泊場所にもなっております、よくそこを通られるんですね。ようやく男鹿半島でもメロンロードを改修するなどしていただきまして、国道101号線にも認定していただいておりますが、国道なのにこんな道路なのという県外からのお客様のご意見をすごくよくいただいております。男鹿市も合併しまして、どんどん道路を改修していただいているところでございますが、今回のこちらの地区もすごく期待をしているところであります。やはり道路整備というのは時間がかかるというか、すごく長くかかるものだと拝見しておりますが、もちろん人命が優先の道路でありますので、子どもさんたちの通学路ですとか、それから交通渋滞の解消などのそういうところが優先的にされているのでしようけれども、やはりこの観光という目線でもこういった道路整備を続けて行くという方向性を県が見せることによって、市の行政

の方も秋田は観光も大事なんだという認識が深まっていくかと思しますので、こちらの方も直接人命というところの部分では弱いかもしれないですけども、秋田の経済の発展のためにも進めていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

松淵委員長

ということですので。

柴田（道路課長）

はい。本当に大変ありがとうございます。実は、建一新一〇二の八頁目をご覧いただきたいんですけども、今この区間を事業をしようということですが、この区間が国道一〇一号として能代とか白神方面から唯一バスの通れないといえますか、バスが通るとほかの車が交差できないといえますか、そういうふうな区間があります。そこで、これはやっぱり観光のネットワークとしましても、入道崎方面だとかそういったところに導いて、バスが行けるようなそういう路線にしなければいけないと。そうすることによって、観光の新たな周遊ネットワークというのが企画できるんじゃないかというふうなことを今考えてのことです。

それからもう一つ実は、地震による津波の関係で、市の方が今ハザードマップ等作っているとところなんですけれども、ちょうどこの区間の現道の部分、この上の方が北浦の海の方なんですけれども、海の方の集落の方には水が上がってきてしまうと、道路の方にも上がってしまうというようなことになって、そうすると一〇一号としての機能がなくなるということもありまして、それで国道を若干高台の方に動かしているというふうな防災にも配慮した計画になっております。

松淵委員長

他にございませんでしょうか。

私から申し上げますと新一〇一はそれこそ待望のということで、通信関係ではないけれども、まさしくラストワンマイルの世界だと思うんですね。便益のところ結構つましやかに便益が書かれていて、先ほどの拡張便益を入れるともっと枝葉に分かれていきますから、数値的にもう少し高く出てくるのだと思しますので、そういうのも含めると、七年といわず前倒しで出来るのであればいいかなと。秋田の中心を通る基幹線だと思いますので、よろしく願いしたいのと、この〇一についてはそういうことです。

それからあと横手の件については、先ほど言いましたけれども、これが無ければスマートICを作る意味が無くなりますので、これはセットで考えなきゃいけないことですので、私は進めてよろしいと思います。

それから、河川工事もそれこそ命にかかわることですから、これもやっぱり必要なんじゃ

ないかなと思います。

他にご意見。

今回から女性が増えましたので、女性の目線では何かご意見ないでしょうか。

今回は土砂災害に対する事業がなかったですけれども、土砂災害の危険区域が県内に七千以上あって警戒区域の指定があまり秋田は進んでいないということです。そこら辺の対応状況をお知らせいただけないでしょうか。

吉尾（建設部参事（兼）河川砂防課長）

今、委員長おっしゃったように、県内に土砂災害の危険箇所と言われている所が7,685カ所、約7,700カ所ございます。報道等でもよく指摘されているところなんです。秋田県は法指定が遅れているということで、この危険箇所というのはあくまでも単に地形上から危険だということでピックアップした箇所でございます。法律で土砂災害防止法という法律がございます。この法律に則りまして、その危険だと思われる箇所を基礎調査を行いまして、必要なところについては「土砂災害警戒区域」というものを指定するという事になっております。さらにその警戒区域でさらに危険な所は、「特別警戒区域」というようなものをまた指定するという事になっておりますが、この土砂災害警戒区域の指定の率が、先ほどの7,700カ所のうちに対して1,523カ所、平成25年度末で率にして約2割20%しかいないと。全国平均が67%ということですので、これと比較してもちょっと秋田県は余りにも遅れているじゃないかというようなご指摘も今受けているところでございます。広島の土砂災害も被災した所は警戒区域に指定されてない所が多々あったということで、警戒区域に指定されるということは、それだけ今度は市町村が警戒避難体制をとることになりますので、住民もそれなりの認識を持つということから、そういう警戒区域の指定は急ぐべきじゃないかというような総論が現在ございます。

この土砂災害防止法というのが平成13年にできた比較的新しい法律でございます。それから当然秋田県もいろいろな基礎調査を進めておりまして、平成16年から順次警戒区域に指定をしております。ただ、この10年間で1,500カ所ということは、年150カ所ぐらいの、指定の仕方が年150カ所ということでちょっと低いと。実はこれには予算も当然絡んできますので、それとこの基礎調査を行う一つの手間というものも、やはり多くかかります。かなり丁寧に今までやってきた感がございます。秋田県としては。法律で定められている以上に、丁寧に手続きを進めて指定してきたというところもございますので、今後はその辺の手続き的な面も少し見直しいたしまして、迅速を第一にしまして、できるだけ法指定を急ぎたいということと、当然ながら予算もそれなりに確保して年間の指定適数をかなえ

ていきたいというふうに考えているところでございます。

松渕委員長

みんなすべからく早く早くと言って、財源に上限あるのに大変勝手なことばかり言って申し訳ありませんでした。我々素人の考えだと、ここが警戒とそういった指定の仕方が簡単にできるのかと思ってましたが、そんなに単純ではないということで理解できました。

ほかにご意見ございませんでしょうか。

阿部委員

農林の方に戻ってしまいますけれども、こちらの戦略的なことで「国内外に打って出る攻めの農林水産戦略」という項目で計画を立てていらっしゃるということですがけれども、具体的には国内外とあるので、私としては個人的にもっと本当に戦略的なパワフルな、それこそグローバル化してというような、そういう農業ビジネスですとか、そういうものとタイアップしたような戦略なのかなと期待しているのですが、どのような展開を計画として持っていていらっしゃるのか、お伺いしたいですけど。

松渕委員長

ふるさと秋田元気創造プランに出てくる戦略ですね。

阿部委員

そうですね、ストラテジーというか、やはり何か目標とするようなビジョンというのは非常に大事ですから、どういう方向へ向かっていきたいのかということが、私は少し分からなかったので質問させていただきました。

佐藤（農山村振興課長）

そうですね、国内外に打って出る攻めの農林水産戦略とことで書いていますね。これについては、やっぱり消費ということで考えていったときには、やっぱり日本そのものが人口減少になっているということで、作るところのパイそのものがやっぱり消費ということを考えたときにはどうしてもなかなかアップしていくところがないだろうということで、そういう意味で、品質とかそういう収量を上げながら打って出て行こうというところに一つ輸出ということ 키워ドにしながら攻めていこうということだと思います。

阿部委員

それでは具体的に輸出というものは、どういう物を想定しておられるのでしょうか。例えばあきたこまちですとか、本当にブランド化したものを国外へ輸出するというふうに具体的に何か戦略として持っていていらっしゃるのでしょうか。

佐藤（農山村振興課長）

そのところは、後ほど回答させていただくということでよろしく申し上げます。

松渕委員長

ついでに。先ほど言いました県内の食料品の調達率36%ということで、ターゲットは国内外だけど、まずは国内だと思うんですね。県内の調達率を高めるというのが一点で、その後輸出だと思います。輸出でいくと、今大仙市のおばこ農協は全国一の米輸出拠点になっているんですね。

阿部委員

実は、個人的なことで申し訳ないですけど、私フランスに20年ほど住んでおりましたし、現在もちろんパリには何回も行ってはいますが、実はあきたこまちはパリの日本人、もしくは日本料理が好きな方がやってくるお店で「秋田」という名前で売られているのは、このお米だけなんです。ほかのお米に関しては日本の地名は付いておりません。カリフォルニア米ですとか、何々ニシキというのは付いてはいますが、地名を出してきているのはあきたこまちだけなんです。ですから、国内とおっしゃいますけれども、実際に国外で売られているものとしては、もちろん、あきたこまちはありますし、それ以外にも、これは秋田県の方が非常に喜ばれると思いますが、「いぶりがっこ」というのは非常にフランス人には好まれるんですね。スモークドサーモンみたいな感じで、スモークドビーツとか、スモークド大根とか。そういったものも売られております。国内人口はどんどん減少していき、国内の消費者だけではなく、もっと不特定多数、地球上の消費者、それこそグローバルな考え方をもって、戦略として展開していった方がいいのではないかと私は個人的に思います。

佐藤（農山村振興課長）

ありがとうございます。この項目の中で私も今、政策、施策という形で、この中の施策ということで水田のフル活用という中のほ場整備ということで位置づけされているわけですが、先ほど申しました国内外に打って出るというのは、そういう米だけではなくてほかの物もということを考えた中での政策の中の一つということで、このところ私たちの方ももう少し勉強しながら頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

松渕委員長

米だけでなく清酒もかなりの量を輸出しているんですね。今度は「秋田牛」も統一ブランドにしますし、「いぶりがっこ」も今までばらばらに作っていたのを一定の品質基準以上のもので「秋田のいぶりがっこ」として進めていくということで、総合食品研究センターでも開発を進めていますから、そういうのをセットで輸出していくなどの戦略を立てて行ければ

いいなと思いますね。県側の回答を言ってしまったようで、申し訳ありません。

ほかにご質問、ご意見等、前に戻っても結構です。ありませんでしょうか。少し時間が早くなってしまうかもしれませんが、意見が大体出そろったということで、委員会としての意見を集約したいと思いますがよろしいでしょうか。

今日出ました各委員の意見を今後の業務を行う上での参考としていただくものとしまして、県の評価これを妥当と認め、県の対応方針を「可」と決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

松渕委員長

はい、ありがとうございました。それでは県の対応方針を「可」とするものと決定させていただきます。

以上で、審議を終わりましたので、進行を事務局の方へお返しいたします。

事務局

松渕委員長におかれましては、長時間にわたる議事進行お疲れ様でした。ありがとうございました。

それでは、次第の「その他」として、次回開催予定について説明させていただきます。

昨年度、第2回の評価専門委員会は、11月下旬に開催しております。今年度につきましては、大変申し訳ありませんが、11月26日に開催したいと考えてございます。本日は皆様方に午前か午後を記載した日程確認の用紙をお配りしてございますので、出席可否について、後日FAXまたは電話でご連絡いただけますようよろしくお願いいたします。

また、本日の議事録につきましては、事務局で案を作成し、皆様にご確認いただいた上で、県のホームページに掲載させていただきます。また、追って連絡をさしあげますのでよろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして、本日の委員会を終了とさせていただきます。

長い時間お疲れ様でした。